

<p>坪井委員長</p>	<p style="text-align: right;">(1 3 : 2 5)</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>総選挙の直前ではございますが、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。議事のほうも皆様のご協力で早く終わられるよう、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいまの出席委員数は4名でございます。定足数に達しておりますので、これから木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会いたします。</p> <p>長岡委員と徳田委員から欠席届が提出されておりますので、報告しておきます。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定によりまして、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定によりまして委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日、会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがいまして、発言の際は挙手を願い、委員長の指名後にご発言いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ってまいります。</p> <p>議題の1番目、議会運営申し送り事項等についてであります。</p> <p>まずは、傍聴規則の見直しについてであります。</p> <p>傍聴規則の見直しにつきましては、令和7年10月23日並びに令和7年11月18日開催の議会運営委員会におきまして協議をいただきまして、全会一致で決定いただきました改正案を資料1として取りまとめ、事前に皆様に配付されましたが、一部に訂正や文言の整理等が必要であったことから、修正したものを本日新たに机上に配付されております。</p> <p>本日、机上配付のあった資料1について、書記長から説明を求めます。よろしく願います。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>傍聴規則の見直しにつきましては、委員長からもございましたとおり、2日間にわたる議会運営委員会において協議をいただき、全会一致で改正について決定いただいたところでございます。</p> <p>事前に配付いたしました資料につきましては、福井委員からの指摘もございまして、本日修正した資料を改めて配付しておりますので、そちらをご覧くださいませよう、お願いいたします。</p> <p>資料1は、右側に改正前の傍聴規則を、左側に改正後の傍聴規則を記載し、改正部分には下線処理をしております。</p> <p>左側記載の改正後で説明をさせていただきます。</p> <p>第1条の「以下法という」の改正は、第11条の改正を受けて追記したものでございます。</p> <p>第7条の傍聴席に入ることができない者の規定と第8条の傍聴人の</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>守るべき事項については、全国市議会議長会の標準傍聴規則が定める規定に改正をし、第9条の写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止の条項につきましても、全国市議会議長会の標準傍聴規則が定める規定を新たに追加したものでございます。</p> <p>第10条は、先ほどの追加改正による条ずれに対処し、「すべて」を漢字表記としております。</p> <p>第11条は、自治法の規定も含めて、議長の権限を明確にするとともに、文言の整理をしたものでございます。</p> <p>今後の進め方につきましては、本日まで確認をいただきましたら、議長決裁を経て公布の手続をいたしたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>ただいま書記長から説明があったとおり進めていくということで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、書記長からの説明のとおり進めていくことといたします。</p> <p>次に、会議規則の見直しについてであります。</p> <p>会議規則の見直しにつきましては、議会における品位の保持や傍聴規則との整合性を図るため、令和7年11月18日開催の議会運営委員会におきまして協議いただきまして、こちらも全会一致で決定いただきました内容を発議案として取りまとめ、資料2として事前に皆様に配付されております。</p> <p>資料2につきまして、書記長から説明願います。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>会議規則の見直しにつきましては、議会における品位の保持や、改正後の傍聴規則との整合性を図るため、こちらも全会一致で決定をいただきました。</p> <p>事前に配付させていただきました資料2は、会議規則の改正は議決事項でありますことから、委員会発議をいただく議案書としております。</p> <p>裏面のほうをお願いいたします。</p> <p>第103条、携帯品につきましては、議会における品位の保持を目的として、全国町村議長会の標準会議規則が定める規定に改正し、改正後の傍聴規則との整合性を図るため、第106条として禁煙条項を追加したものでございます。</p> <p>今後の進め方につきましては、本日皆様に確認いただきましたら、次期定例会、2月16日開催予定の令和8年第1回定例会において、議会運営委員長から発議をしていただく予定というふうにしてござい</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>ます。 以上でございます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>ただいま書記長から説明のあったとおり、進めていくということにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、書記長からの説明のとおり進めていくことにいたします。</p> <p>次に、引き続いての協議としまして、非常時における議会活動についてであります。</p> <p>非常時における議会活動につきましては、オンライン会議についてと、それから災害時対応要領についての2つの項目がございますので、まずはオンライン会議についてご協議いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>資料3-1から資料3-3までが事前に皆様に配付されておりますので、これら資料について、書記長から説明を求めます。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>それでは、非常時における議会活動のうち、オンライン会議に係る資料について説明をさせていただきます。</p> <p>資料3-1、オンライン会議資料をお願いいたします。</p> <p>まずは1ページ、オンライン会議に関する総務省の見解等についてでございます。皆様ご承知のとおり、議会におけるオンライン会議の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点などから議論が始まったものでございます。この間の総務省通知におきましては、既に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思決定の確保などに十分留意するとともに、情報セキュリティー対策を適正に講じる必要があること、また地方自治法第113条(定足数)及び第116条第1項(表決)における本会議への出席については、現に議場にいることと解されていることから、表決に対する賛否の意見の開陳として行われる討論や、表決・討論の前提として議題になっている事件の内容を明確にするために行われる質疑は、議員が議場において行わなければならないこと、次、2ページになりますが、執行機関の見解をただす趣旨での質問については、各団体において所要の手續(条例や会議規則、要綱などの根拠規定の整備や議決または申合せ事項など)を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で質問をすることは差し支えないこと、災害の発生や育児・介護などの事由をもって、議員がいわゆるオンラインによる手法で委員会に出席することについては、各団体の判断により、条例や会議規則などの改正などの措置を講じた上で</p>

武田書記長
つづき

可能とすることは差し支えないことなどを示しております。

次に、オンライン会議を導入する際の留意事項として、同じく2ページに記載した項目を示しております。オンラインでの参加は感染症対策や災害の発生、育児・介護など出席が困難な場合であること、議事公開の要請への配慮や情報セキュリティ対策などを講じる必要があることなどを示していることから、組合議会においてオンライン会議を活用する際には、利用が限定的なものとなることと併せ、パソコンやモニターなどの初期投資も必要になってくるものというふうと考えております。

次に、資料3-2をお願いいたします。

地方議会における委員会のオンライン出席の状況についてであります。こちらにつきましては、令和6年1月1日時点での調査ではございますが、1ページ目、委員会条例などの改正は、全国市区で28.1%、全国町村では12.5%となっており、改正予定のある団体も一定数存在している状況でございます。

また、委員会のオンライン出席の状況について、実際に委員会に議員がオンラインで参加したのは全国市区で9.3%、全国町村では3.9%となっております。

2ページをお願いいたします。

オンライン出席した全国の団体名が記載されておまして、府内におきましては舞鶴市と亀岡市の2市となっております。

木津川市議会では、ICT推進チーム会議で1度、精華町議会では、会派代表者会議で1度、オンライン会議を利用されているというふうに関き及んでおります。

続きまして、資料の4ページ以降は、地方議会における本会議のオンライン出席の状況についてであります。本会議におけるオンライン会議、オンラインでの参加は0.1%、2団体と極めて少ない状況となっております。

続きまして、資料3-3をお願いいたします。

オンライン会議を導入する際に留意すべき項目として、それぞれの取組と課題が整理されているものとなっております。

これら内容を見ても、既にオンライン会議を導入している団体におきましても、多くの課題が顕在化していることが見てとれます。

また、最終ページには、機器や設備の導入で対応した事例が示されております。

次に、資料3-1に戻っていただきまして、福井委員からは、オンライン会議の導入に関しまして、組合構成市町との足並みをそろえるべきで、市議会では近く議運において試行実施も視野に具体的取組を検討することとなっております。そのような取組を経て、本会議や委員会でオンライン会議が積極的に継続的に実施されるようになってから、組合議会での検討に着手すべきではないかのご意見を事前に確認させていただいております。

なお、179条専決に関する記載につきましては、オンライン会議

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>資料からは削除し、資料4-1、災害時対応要領に関するものであるとの申出がございましたので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、山下副議長からは、時代背景からもオンライン会議は不可欠であり、いつ発生するか分からない大規模災害時や感染症などにも対応するためにも、私たちの任期中に少なくとも一定の準備や整理は進めておくべきではないかとのご意見を事前に確認させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>ただいま書記長から説明を受けましたが、提案のありました福井委員と山下副議長から追加する説明等がございましたらご発言願ひます。</p> <p>福井委員、どうぞ。</p>
<p>福井委員</p>	<p>今、事務局のほうから詳細な説明をいただいて、それで十分なんですけど、ちょっと補足というか、加えて申し上げますと、木津川市議会にありましては、コロナ禍対応ということで、二、三年前でしたか、会議規則も全国市議会議長会に基づいて事務的に変えてきております。</p> <p>そういう中で、今般というんですか、今の状況なんですけど、今、書記長から説明がありました委員会でのオンラインの対応として、木津川市議会の場合、初めてなんですけど、議員において子供さんを出産されたという事案が発生しています。そういったことで、具体的にそういう事態がありましたので、早速、会議規則に基づいて具体的にオンライン会議、とりわけ委員会について試験的にやってみようやないかという状況にあります。</p> <p>時期的には3月定例会を控えている中なんですけれども、議会運営委員会において、そういう定例会の日程と並行して、今の、とりわけ木津川市はそういう議員さんがおられますので、参加いただけるようというか、その対応を具体的にできるように取り組んでいくという当面の方針ですか、これから具体は議運で詰めてもらうんですけれども、そういう状況にあるということで、そういう意味からもまず市議会のほうの一定の取組の評価を見たいなというのが実際のところでございます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>そしたら、山下副議長、どうぞ。</p>
<p>山下副議長</p>	<p>精華町の実態を言わせていただきますと、さっき書記長のほうもございましたように、コロナ禍のときに全国的にオンライン会議が進んでまいりました。最近でしたら、オンライン会議を拡張していく自治体が多くございます。といいますのは介護であったり、子育てであっ</p>

<p>山下副議長 つづき</p>	<p>たりとか、あるいは骨折等のけがでも、本人の意思があればオンライン委員会には出席できるということで、そういうふうなことで、本町の場合は要望のほうができておりました、来月の2月3日の全協のほうで一応確認されて、する、しないは別として、できる体制は整っております。</p> <p>そして、そのときのオンライン委員会出席なんですけれども、安易なオンライン委員会の出席を認めないと。基本は顔を合わせての委員会活動をすると。骨折してどうしても動けないとか、あるいは介護で例えば長野県とか東北のほうに行っておったというようなことで、出たいんだけど出られないような状況になった場合、それは委員長ないしは議長の許可を得てオンライン委員会に出席することができるというふうな要綱もできております。</p> <p>私、資料の3-1に書かせてもらったんですけれども、そんな急ぐ必要はないんですけれども、ある程度、両自治体の共通認識の下にオンライン委員会ができる方向で進めていただければと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>今、お二人のほうからご意見と説明がございました。</p> <p>この後、オンライン会議につきまして、議会運営委員会において協議していくか否かを決定していただきますけれども、その前にただいまの説明等に対して質疑等ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑がないようです。</p> <p>なければ、オンライン会議につきまして、今、お二人のご意見を聞きましても、オンライン会議の導入そのものについては否定的なご意見はなかったように考えますので、導入に向けた準備の検討を開始する時期が、それぞれの議会での取組状況が違いますので、若干取組を開始する時期が論点になってこようかと考えております。</p> <p>まずは、議会運営委員会として、これらの内容を協議していくことについて、挙手により採決いたします。</p> <p>オンライン会議について協議することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ということで、協議するというにどなたもご賛成ですので、決定いたします。</p> <p>オンライン会議について、先ほども申し上げましたとおり、オンライン会議を導入することには否定的なご意見はなかったものでございますので、導入に向けた検討を開始する時期などが論点になってくるかと考えます。</p>

<p>坪井委員長 つづき</p>	<p>提案があった福井委員と山下副議長、そのような整理でよろしいでしょうか。開始をする時期ということで検討していただくということでしょうか。</p> <p>それでは、オンライン会議の導入に向けた検討を開始する時期などについて、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>福井委員</p>	<p>具体的なものはちょっと持ち合わせていないんですけれども、先ほど言いました市議会のほうの取組を見る中で、一定そういうタイミングを見てやらないと、結局また持ち帰って、木津川市の場合、どういう状況になるかというのは、結局、持ち帰った感じになるのを想像するんです。ですから、ちょっとたまたまこの時期、まだ具体的に、木津川市の場合ですけれども、議運のスケジュールがどういう日程でというのはちょっと申し上げられないので、いつというのはなかなか言いにくいんですけれども、できるだけ一定市議会のほうの状況を見て、逆にそれらいいところなり、課題なりをまた報告なりをさせていただいて、その辺のタイミングがどうかと思うんですけれども。</p> <p>精華町さんのほうも先行されているように今お聞きしたので、ちょっとその辺の調整なんかも。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>山下副議長</p>	<p>私、議会の中でも言わせていただきましたけれども、早急にやるんじゃないくて前に進めていかなければいけないということで共通理解できたかなと思うんです。そして、あと、精華町のほうで資料が整ったら、木津川市さんのほうへ提出するというか、見てもらう。木津川市さんのほうで資料が整ったら我々見せてもらって、そこでの一定のラインを見定めてから進めていけばいいかなと思うので、そういうふうにはやっていただければ共通理解もしやすいかなと思いますので。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>それぞれの取組を進めていく中で交流しながら、そして、議会におきましても整理をしていくということですか。</p>
<p>福井委員</p>	<p>はい。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>まずは対立もございませんので、そんな形でまとめさせていただきたいと思います。</p>

<p>武田書記長</p>	<p>そしたら、今現在、市議会、町議会ともに具体的に前に進めるということですので、また併せまして、それぞれの取組等の資料なんかも整えてからということでございます。</p> <p>先ほど確認いただきましたので、それにつきましては、それぞれの取組をした中でそういう課題が見えてきたら、それは資料として出していただくという形で進めさせていただくという形でまとめさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>その上で、その時期がいつ頃になるのかということのもなかなか分かりにくいところもございますので、この際、申合せ事項にその旨を記載しておくというのが、私たちの任期中にできたらそれでいいですけども、もしできなかつたら次の方にやっていただくということにもつながってくると思いますので、そういう形で整理をさせていただいたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>次に、非常時における議会活動の災害時対応の要領についての議題であります。このことについてはご意見の提出がありました長岡委員が本日欠席されておりますので、長岡委員のご意見を聞くことができませんので、当該項目の協議につきましては、令和7年10月23日開催の第6回議会運営委員会同様に、本日は実施しないということで、次回検討させていただくということにさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承知しました。</p> <p>次に、議会のDXについてであります。</p> <p>議会のDXにつきましては、資料5-1から資料5-4が事前に皆様に配付されておりますので、これら資料につきまして、書記長から説明を求めます。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>それでは、議会のDXにつきまして、資料の説明をいたします。</p> <p>資料5-2をお願いいたします。</p> <p>市町議会が貸与しておりますタブレットに組合議会の議案書などを掲載することなどに関する協議依頼を令和7年1月に市町議会へ発出した依頼文書となっております。</p> <p>資料5-3は木津川市議会からの回答で、組合議会において、Wi-Fi整備を図るなど環境整備を整えた後に事務局間で協議をされたいというふうにされております。</p> <p>資料5-4は精華町議会からの回答で、議会事務局職員の事務負担も憂慮された上で、タブレットの利活用をするのであれば、まずは専用回線によるWi-Fi整備を整えること、その間については既に付与されている個別アドレスで対応することとされております。</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>資料5-1に戻っていただきまして、福井委員からは、審議や審査の際に直ちに調査や確認をするため、安価で効率的に導入が可能なWi-Fi整備について検討すべきではないかのご意見を、山下副議長からは、メールの積極的な活用など、事務局の負担軽減や議会経費の削減につながるような利用にすべきであること、デジタル資料での提供を受けることで活用の幅が広がるとのご意見をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>ただいま書記長から説明を受けましたが、提案のあった福井委員と山下副議長から追加する説明等ございましたら、ご発言願います。</p> <p>福井委員、どうぞ。</p>
<p>福井委員</p>	<p>書いてもらっているのが全てなんですけれども、要は実際、こういう例規集をいただいているんですけれども、せっかく組合においてのホームページというんですか、ネット情報も充実いただいているので、やはりそういった内容が本会議なり、委員会でも十分活用できる、またしたいという思いでこういう形で意見提出させてもらいました。</p> <p>ただ、費用対効果というんですか、ちょっと私、その辺は詳しくないので分からない部分なんですけれども、幾ら効果的なものがあったとしても費用がかかり過ぎるとかえって問題になるかと思うので、その辺は十分精査しなければならないと思うんですけれども、我々、組合議員としたらやっぱりそういうネット情報というんですか、こういうペーパーレスというんですか、そういう形でどんどん取り組んでいきたいと思うので、よろしくお願ひしたいというのが真意であります。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>山下副議長、どうぞ。</p>
<p>山下副議長</p>	<p>世の中全体がデジタル化が進んでおりますので、費用対効果でいきますと、例えば書記長とかが両議会に出向いていただくようなことであってもデジタルで済まされる場合もございますし、これは去年、私がこの委員になってから、カグヤでもらった資料がこれだけあるんですけれども、こういうようなものにつきましても、私、いつもタブレットを持っているので、ここに整理すればこれ一つで済んでいくと。</p> <p>もしくは4年間ここで委員をすればかなりの量になりますので、デジタルの処理の仕方とかいう、ファイルの仕方、得手不得手はあるかもしれませんが、そういうふうな分でかなり経費的にも削減していけるんじゃないだろうかと。</p> <p>それと、また事務局のほうでこういうふうな資料を作られた場合、</p>

<p>山下副議長 つづき</p>	<p>印刷する手間が省けますので、そういうふうなことで費用対効果とか時間的な削減というのは、工夫によってはかなりできるんじゃないだろうか。</p> <p>ただ、委員さんによってはどうしてもデジタルが苦手で、一応紙にしなければいけない、印刷したものを自分でやってもらったらいいいことかなと。うちの議会でもそのようにやっておりますので、そういうふうなことで進めていただければありがたいなと思っております。</p> <p>あと、W i - F i なんですけども、W i - F i のほうもこの施設全体をカバーしようと思ったらちょっとしんどいですけども、一部屋とか二部屋ぐらいだったら安価なW i - F i 機能でもいけますので、そこら辺は費用のことも考えて、進められる範囲内で進めていただければというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>今お二人から説明がございました。この後、議会のD Xについて、議会運営委員会におきまして協議していくか否かということを決定していただきますが、その前にただいまの説明等に対し質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ほかに質疑等ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、議会のD Xについて、今日のW i - F i の整備とデジタル技術や資料の利活用の範囲などが論点になってこようかと考えますが、議会運営委員会として協議していくことについて、挙手により採決いたします。</p> <p>議会D Xについて協議することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>議会のD Xについて協議することに賛成の方は、今お示しいただいたように全員でございますので、協議をしていくということに決定いたしました。</p> <p>議会のD Xにつきましては、先ほども申し上げましたが、W i - F i の整備とデジタル技術や資料の利活用の範囲などが論点になってこようかと考えておりますが、提案のあった福井委員と山下副議長、そういう方向で検討するということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

坪井委員長 つづき	<p>まずは、W i - F i の整備について協議いただきたいと考えております。それでは、W i - F i の現状等、事務局長に説明を求めます。お願いします。</p>
尾崎事務局長	<p>本センターのW i - F i の現状についてご説明いたします。</p> <p>本センターでは、セキュリティー対策を施したネットワーク環境を整備しており、事務室や議場を含む各会議室にアクセスポイントを設置し、W i - F i によるデータ共有を行っております。</p> <p>一方で、議会用として別に同様のインターネット環境を整備する場合は新たに回線契約を行い、セキュリティー対策やLAN工事、W i - F i アクセスポイントの設置などが必要となり、初期費用や維持管理費、さらに5年から7年ごとの機器更新費用も発生いたします。</p> <p>そこで、今年度のW i - F i アクセスポイント更新時に安価で安全にインターネットを利用する方法を委託業者に確認したところ、現在使用している業務用ネットワークとは分離されたゲスト用ネットワークを利用できるとの回答を得ました。ゲストの方はゲスト用SSIDをご利用いただくことで、センター内ネットワークにはアクセスできず、安全にインターネットのみご利用いただけるとのことですが、同一回線を利用することからもセキュリティーには配慮することとし、利用は議会議員の皆様限定いたしたいと考えております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
坪井委員長	<p>今、ご説明ありましたW i - F i の整備等について、取組方向を言っていたいただきました。こうした取組方向について、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
福井委員	<p>議員のみ、議会専用というか、今そういう説明をいただいて、議会開会以外の多くの日はこのゲスト用W i - F i というんですか、それはどういう状況になっているんですか。</p>
坪井委員長	<p>どうぞ、事務局長。</p>
尾崎事務局長	<p>現状のW i - F i なんですけども、ゲスト用に使われても、結局は今の事務局とか使っている、こっち側の本センターで使っているW i - F i と同じところのインターネット回線を使用していますので、その回線の限度内でゲスト用にも使えるようにするという形になります。</p> <p>以上となります。</p>

武田書記長	よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	<p>同一回線を利用している関係上、これは情報セキュリティーに関しましては絶対間違いないということはないんですね。何らかのリスクは存在するということになってこようかというふうに思います。その中で、そのリスクをいかに小さくするかという方向になってこようかと思しますので、市議会議員の皆様限定をさせていただく。その任期が終わりましたりとか、不定期でそのコードを変更するという事で、前に議員だったりとか何かであったから、そのコードを知っているという方があっても、長くはそれは使えないという状況にすることによって回線のセキュリティーを一定配慮させた中で、かつゲスト用を使っていただくということでありますので、通して、初期費用というのはかかってこないという形でできるのかなというふうに考えているところでございます。</p>
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	<p>ということは、今ある能力というんですか、性能というか、その範囲の中に今回議論しているゲスト用が入って、本部のほうにも別に支障ないよと。あくまで空いている部分の有効活用やという理解でよろしいですか。</p>
坪井委員長	書記長。
武田書記長	<p>先ほどもアクセスポイントのお話もございました。この部屋も、あちらの上に機械がついているんですけども、ここにもアクセスポイントがございますし、議場にもございますので、少なくとも会議いただく部屋にはあるという状況になってございます。</p>
坪井委員長	<p>よろしいでしょうか。 どうぞ、福井委員。</p>
福井委員	<p>こだわったらやけれども、容量というのは、これ議論していて、何々条例第何条といったらぱっと、作業的にはこれで探すのと一緒やねんけれども、タブレットでぼんとしたらささっと動くわけですね。</p>

坪井委員長	どうぞ。
尾崎事務局長	今の現状の事務で使わせてもらっていると同時に、インターネットの検索とか、そういったものにアクセスできるようになります。 フィルタリング機能というのがありまして、そこでいかがわしいとか、そういうウイルス性にアクセスしやすいところとかは、その辺は入れないようにということで、セキュリティーのほうの対策も使用した上で使用していただくという形になります。
福井委員	大体イメージは分かっているねんけれどもね。スピードとかどうやろうって。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	少なくとも委員会をやるときに、私たち職員3人が出ているので、この3人が事務所でふだん仕事をしているときにアクセスしても全然支障がない。ストレスがない。逆に今ここに出ていますから、僕らは使わないので、アクセスというのもストレスなくやっていただけたかなというふうには考えております。
坪井委員長	どうぞ。
尾崎事務局長	追加なんですけれども、もしもZ o o mとかそういったことを使えるようにと、今後になりましても、そのほうは委託業者に確認したところ、10人とか15人ぐらいでする範囲では、今のゲストを使っても問題ないということで回答を得ています。
福井委員	ということはオンライン絡みの、今説明でしたか。
尾崎事務局長	オンラインでもしもインターネットを利用するだけでなく、会議とかもし使用するということの回線で持ちこたえるのかという部分でいうと大丈夫だという形で聞いております。
福井委員	結構です。

坪井委員長	この問題について、ほかにご意見ございますか。 どうぞ。
山下副議長	ネット環境についてはある程度理解しているわけなんですけれども、我々が持ち込む機器はどうしていくのかと。タブレットを持ってくる人もおったら、あるいはスマホでやる人もおられると思うので、そこら辺は共通理解を先にしておいたほうがいいのかなと思うので。使いかけてからの話になるかもしれませんけれども。
坪井委員長	事務局長。
尾崎事務局長	それはスマートフォンとかタブレットは同様に、これを委員会で使用したいということでありましたら、こちらのほうからパスワードの設定をさせていただきまして、それでゲストの方が使えるようになるという形になります。
坪井委員長	どうぞ、福井委員。
福井委員	ということは、これは個人のですけれども、今、局長がおっしゃったのは、個人のここに設定できると。
尾崎事務局長	<p>そうですね。今持たれているタブレットの中にも同じようにWi-Fiというのはいろいろ飛んできていますが、その中でもこのセンターのほうで使っているWi-Fiのほうで飛んできているところの中を使っただきまして、そのときには当然パスワードを要求されますので、そのパスワードのほうはこちらのほうから設定させていただきます。</p> <p>先ほど書記長からあったように、今後につきましてはそのパスワード管理というのが大事になってきますので、何年かごとにはパスワードのほうも変えていきたいと考えております。</p>
坪井委員長	<p>ほかはこの問題についてご意見ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ゲスト用のチャンネルを議会用として活用するというような意見に集約されるかと思うんですが、事務局長と書記長において整理を進めて、整理が完了次第、議会運営委員会で報告していただくことにご異</p>

<p>坪井委員長 つづき</p>	<p>議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、その方向で事務局のほうで整理のほうをお願いします。 次に、デジタル技術や資料の利活用に関する基本的な考え方について協議いただきたいと考えています。 山下副議長からは、事務局の負担軽減や議会経費の削減につながるような利用をすべきだと。デジタル資料の提供があれば、議員としても活用がしやすいというようなご提案が出されております。 デジタル技術や資料の利活用に関する基本的な考え方については、提案のあった内容とその方向でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>特にご異議がないようですので、その方向でさせていただこうと思います。 具体的にどのような利用が考えられるのか、書記長のほうから発言を求めます。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>デジタル技術を活用していくというのは、皆様、異存のないことかなというふうに思っております。先ほども副議長のほうからいろいろお話もいただいたんですけども、私ども、資料を持って、それぞれの議会事務局のレターケースのほうに投函をしに行ったりとか、また一方では、メールでお知らせしたりということも併せて並行してやっているんですけども、先ほどもありましたように、それぞれ委員さんによっては、紙の資料が必要なんだという方もおられるというふうには思いますので、その辺はちょっとまた事前に確認をさせていただいた上で、デジタルでいいよとおっしゃっていただく方につきましてはデータのメール、例えばメールで資料を添付して送らせていただくというような形にさせていただくという形でお願いできたらなというふうに考えているところでございます。</p> <p>先ほどそれぞれの資料、全部メールで送っていただいて、それを印刷するか、しないのかは委員さん本人の判断でというようなご意見もいただいたんですけども、それはどうしましょう。私どものほうで、それも併せて確認させていただきましょうか、各委員さんに。私どものほうでコピーするか、委員各位のほうでコピーしていただくかという。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>どうぞ、山下副議長。</p>

山下副議長	書記長の提案で丁寧な提案なんですけれども、そうすると余計に事務局の負担がかかりませんか。負担としなければいいということで、そこは懸念するんですけれども。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	ありがとうございます。政務調査費もない中でコピーさすのかということ懸念してというのが背景にあるんですけれども、それぞれ個々でやっていただけたら、それはありがたいのはありがたいんですけれども、中には事務局でという方もおられるのかなというところを考えているところでございます。委員会として決めていただいたら、コピーはいいですけれども、今日また2名来ておられない方もおられますので、皆さんおそろいの方にまたその辺確認させていただけたらなというふうに思っていますけれども、それでよろしいですか。
坪井委員長	はい。そうしましたら、費用の面などを含めて、メールなどをまた整理していただいてご提案いただくということでお願いします。
武田書記長	<p>よろしいですか。</p> <p>あと、前回この話が出てきたときに、組合議会のいわゆる議案書なんかを市町議会が貸与しているタブレットに掲載をするべきではないかというようなご意見もいただいておりました。それはどういう趣旨かと申し上げましたら、組合議会議員に選出されておられない議員さんも、組合議会でどういうのが議案となっているのか、どういう話をされているのか、情報が共有できるようにしたらどうなんだというようなお話もいただいていたところなんですけれども、今日いただいているお話では、そういった話も一切出てきていませんので、そういう話はちょっと横に置いておいて、そういうことじゃなくして、デジタル技術をうまく活用していくという趣旨での取組という形で整理をさせていただけたらなというふうに考えているところでございます。</p> <p>あわせて、私どもサイボウズのメール機能を使っているんですけれども、今まで資料を送らせていただいた際にどうもOutlookと相性が悪いんですね。Outlookにて資料を添付しましたら、はじかれてしまうと。</p> <p>この前も一般質問の通告の関係でメールを送らせていただいたんですけれども、副議長と委員長はOutlookを使っておられると。それがはじかれると。徳田委員は別のメールアドレスをお使いですので、そこには届いたという状況でございます。ですから、ちょっとその辺何が原因なのかよく分からないんですけれども、そんな大きい資料でなくてもはじかれるという状況もございますので、ちょっとその辺も整理が必要なのかなというふうには考えているところでございます。</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>す。 以上でございます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>デジタル技術の活用について、今後とも具体的に検討していくというふうな提案ではありますが、そういうことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、ただいま説明いただいたとおりに取り扱っていくということでお願いいたします。</p> <p>次に、役員選出の考え方についての議題であります。ご意見の提出のあった長岡委員が本日欠席されておりますので、当該項目の協議につきましても先ほど同様、本日は実施しないこととしたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、本日予定していた議題についての協議が終了したわけでありませう。</p> <p>では、次第の3のその他についてであります。1月14日付で連絡のありました奈良市環境清美工場の焼却炉の大規模改修工事に伴うごみの臨時的な受入れという事態が発生しておりますので、このことについて、事務局長からご説明をお願いしたいということで申出がございませう。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>尾崎事務局長</p>	<p>奈良市のごみの臨時的な受入れについてご説明いたします。</p> <p>昨年11月25日に、奈良市から一般廃棄物の受入れについて依頼がありました。奈良市の環境清美工場では、安定的なごみ処理体制を維持するため、令和5年度から大規模改修工事を進められております。その一環として、令和8年度には焼却炉の共通設備の改修を予定されていませう。この共通設備の改修には全ての焼却炉を停止する必要があり、その期間中は1日当たり約220トンの可燃ごみを処理できなくなるということだせう。このため、ごみ処理に大きな支障が生じることから、今回の受入れ依頼に至ったものだせう。</p> <p>本センターの安全稼働に影響を及ぼさないことを前提に、今年の6月1日から11月30日までの間、月曜日から金曜日の午前9時から12時、午後1時から4時の時間帯に1週間当たり約35トンの奈良市の家庭から排出される可燃系一般廃棄物を受け入れることといたしました。</p> <p>なお、奈良市には、ごみ運搬時の安全管理や衛生管理の徹底を申し入れていませう。議員の皆様にはご理解いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>説明は以上となります。</p>

坪井委員長	<p>今のご説明について、ご質疑ございませんでしょうか。 どうぞ、福井委員。</p>
福井委員	<p>今、手元にそのメールをちょっと持ってきていないんですけれども、今、事務局から説明いただいて、メールを見たときに思ったんですけれども、こういった施設、設備ですから、奈良市さんだけ違って、こちらもそういう事態になるケースもあるかと思うので、お聞きしたいのは、そういうのは何らかの応援協定というのかな、相互何とか協定とか、そういうものは一切なかったわけですか。</p>
坪井委員長	<p>事務局、どうぞ。</p>
尾崎事務局長	<p>今のところ、協定というのは結んでいないんですけれども、福井委員のおっしゃられるように、本センターにおいても将来的に処理能力が不足する事態が生じる可能性があります。そのため、奈良市のごみを受け入れるだけでなく、必要に応じて本センターのごみも受け入れていただけるように、奈良市との相互支援体制に関する協定の締結を進めたいと考えております。 以上でございます。</p>
坪井委員長	<p>どうぞ、福井委員。</p>
福井委員	<p>私もその連絡文書をもって、調べたんですけれども、なかなかこういうクリーンセンターというか、見当たらなかつたんですけれども、よく消防とかは、例えば中部消防、精華町さんも同じと思うんですけれども、結構、応援相互協定というのかな、結んでおられて、以前、組合議員もやっていたから。ほんなら、あくまで消防のほうは消防組織法か何か、法に基づく応援協定という法設置というか、そういう状況というのが分かったんです。 こちらは当然そういうのは各自の対応と思うんですけれども、奈良市さんから、ほかの直営の自治体なり、一部事務組合からのそういう今日まで、何かアクションとかもなかったわけですか。</p>
坪井委員長	<p>事務局、どうぞ。</p>
尾崎事務局長	<p>まだ内々的な話で、そういう話すような機会とかがございまして、そのときには、京都府下全部とかという災害のような大きい体制の相互協定とかではなくて、自分らのちょっとした修繕とかのときに炉を</p>

尾崎事務局長 つづき	止めるから助けてほしいというようなことについて協定し合えないかというのは奈良市もそうですし、城南衛生管理組合とかもそういう話は合っているところです。まだ具体的にはどうするかということまでは決定しておりません。
坪井委員長	福井委員、どうぞ。
福井委員	関連して、6年度決算のときもチェックしていた中で、地元のここを設置するに至って、維持管理、地元さんの合意形成というか、定期的な説明とかいうルールがあっても、それも気になるんです。こちらのほうが行政的にそういう必要性があっても、地元の方が先ほど事務局長がおっしゃった6月1日から11月30日という半期やったら半期、奈良市さんの車両が来るわけですね、協力するとなると。そういったことからすると、地元への相談というんですか、そういうことも必要にはなっていないんですか。
坪井委員長	どうぞ、事務局。
尾崎事務局長	<p>地元の協定を結んでおりまして、こういった場合につきましては説明するということを協定に記載されていますので、地元区長さんには説明をさせていただきまして、もし必要ならば地元区の誰々さんとかが説明を聞きたいとかそういうことでありましたら、私、説明させていただきますということを伝えております。</p> <p>あと、委員さんに配らせていただいたような形でお知らせ文書として、地元の方にも回覧していただくようお願いしております。</p>
武田書記長	よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ、書記長。
武田書記長	<p>今ありましたように、地元区とは協定を締結しておりまして、その協定の中には、いわゆる木津川市と精華町以外のごみをこの施設に搬入する際には地元区には説明をするという中身にしてございます。よって、協定に基づいて、私どもはしっかりと説明をしていくというのは求められているという状況でございます。</p> <p>いわゆる大規模な災害時等になりましたら、これはもう私どもの施設が単独でどうこうというレベルではございませんので、そこは災害に対する対応については京都府が担うという形になってございますの</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>で、先ほど局長からありましたように、私どもが今考えていますのは、設備の例えば大規模な改修であるとか、故障でありますとかいったときに、ごみ処理ができないときに相互に応援をしていくという形での対応になってくるのかなというふうには考えております。</p> <p>また、私ども、地元といわゆる環境監視委員会というところでいろいろ話もしているんですけども、3年ほど前だったかなというふうに思っているんですけども、地元からもそういったとき、よそが困ったときには、こっちも世話になるんやから積極的に応援するように対応すべきではないのかといったようなご意見も、地元の環境監視委員さんからいただいていたこともあったということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>どうぞ、福井委員。</p>
<p>福井委員</p>	<p>分かりました。そしたら、今回の奈良市の申出に対しては、処理としては地元のほうにお知らせという形で周知されるという理解でよろしいですか。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>尾崎事務局長</p>	<p>はい、今おっしゃっていただいたとおり、お知らせのほうでも配布させていただいております。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>ほかにこの問題でご意見。 どうぞ。</p>
<p>草水委員</p>	<p>意見というか、要望かというふうになるんですけども、奈良市さんは今、クリーンセンター誘致ですごくもめている状況であるんです。一時期、木津川市が当尾の周辺の近隣地域に誘致する話もありましたので、そういうことを考えると、広域だったりとか助け合いという部分でいえばこういう事態でありますので協力関係、包括協定も結んでいますので、協力関係としては重要やったと思うんですけども、奈良市さんがこういう事態に対してしっかり、木津川市もそうですし、精華町もそうですけれども、京都府、奈良県としての相互関係ということを考えたら、お互いの、当初、木津川市の歴史景観的などころもありますので、そういった部分に誘致しようという動きもあったので、そういうことを考えると、大手を振ってこの受入れというのは、私個人としては受け入れ難い部分もあるんです。なぜかという軽視されているんじゃないかなという気分もあるので、そう思うとし</p>

<p>草水委員 つづき</p>	<p>っかりとこういった課題については認識してほしいなどは思います。これは意見というか、要望というか。こういった連携をする限りは、やはりお互いの財産という部分の価値観というのをしっかり軽視せず、思いやる気持ちを持ってほしい。互いの資産を高め合うウィンウィンの関係でありたいというふうに思ってもらうことをやっぱり奈良県というか、奈良市さんにお伝えいただきたいといます。 以上です。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>書記長、どうぞ。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>これは他の自治体がその自治体の責任において、そういうものの位置を決められるという形で、私どもとしてどうこうというのは難しいところはあるんですけども、一方で、お互い尊重してというのはよく分かる話でもございますので、私どもが奈良市が決められることに対してどうこうというのは難しいところもあるんですけども、そういった話もあったということでございますので、その取扱いについてはまた検討させていただけたらというふうに考えています。 以上でございます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>草水委員</p>	<p>書記長が言わはるのは分かるんですけども、こういう事態に、お互いどういう状況になるか分かりませんが、助け合いとか、協力関係というのは分かるんですけども、お互いなくせない財産というのがあるわけですね。やっぱりそれはちゃんと認め合って、その範囲の中でやはり助け合いというのはありますので、その辺は見過ごすことはできませんので、その辺は重々お伝えだけはしておきます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>山本議長</p>	<p>奈良市は候補地を3か所、優先順位が決まって、だから、浄瑠璃寺のあそこはもう入っていないねん。以前はあったというけれども、以前も反対活動で、あそこはなくなっせん。今3か所になっているんやから、それに対しての危惧はもうないんやから。それが事実やねんから、また復活したらとかというのは、もうそれは今はない話やからと私は思う。</p>

草水委員	そう信じたいです。
武田書記長	<p>いわゆるごみの焼却炉というのは、これは都市として、どうしても必要な施設であるというのは間違いないことであるというふうに思います。その中で、どうしても嫌悪施設としての印象からいろんなお話もごきますし、景観といったような視点からご意見もあろうかというふうに思っているところでございます。</p> <p>それは必要なのはみんな、認識いただくんですけれども、それが自分のところの近くに来る、また景観として守っていきたい場所の近くにあるということについてはいろんな意見もあろうかというふうに思うんですけれども、そういったご意見があるというのも十分私どもも肝に銘じて、奈良市とのお付き合いというのもしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	この問題について。 副議長。
山下副議長	<p>先ほど福井委員さんがおっしゃったような、あれは私もやっぱり尊重していただければと思っております。</p> <p>それと、あと、地元との協議等が整った段階でホームページ等で公開というんですか、やっぱりなるべく多くの人が見られるようにということで、そういうのは公開のほうはちょっとお願いしたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
坪井委員長	事務局長、どうぞ。
尾崎事務局長	<p>山下副議長のおっしゃるとおりでして、地元の方にお知らせした後にホームページのほうでも公開させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	<p>この問題について、ほかにご意見ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>そうしましたら、この問題について書記長から何かまとめ的なことはございますか。</p>

武田書記長	いえ、特に。
坪井委員長	大丈夫ですか。 そうしましたら、次回の日程等について説明をお願いいたします。
武田書記長	次回の日程についてであります。2月9日に令和8年第1回定例会に係る議会運営委員会が予定されておりますので、それに引き続いて残っている部分について協議させていただきたいというふうに思っております。午前中の範囲でと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
坪井委員長	<p>次回の議会運営委員会の日程について、今、書記長からのご説明のとおりということでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>そうしましたら、その方向でお願いいたします。 短時間で終わりました。大変充実した意見交換、ありがとうございました。ご協力ありがとうございました。 以上で議運を終わらせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(14:30)</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">委員長 _____</p>